

第二期スポーツ推進計画及び市民プールのあり方に係る整備方針
策定業務に係るプロポーザル公告について

第二期スポーツ推進計画及び市民プールのあり方に係る整備方針策定業務について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和8年2月26日
茨木市長 福岡 洋一

1 業務概要

(1) 趣旨

第一期スポーツ推進計画（改訂版）が令和8年度までの計画であることから、改正されたスポーツ基本法や基本計画を踏まえ、本市のスポーツ推進の指針となる第二期スポーツ推進計画を策定するとともに、市内に3か所ある市民プールについて、施設の現状とともに市民等利用者の状況やニーズ等を把握し、今後のあり方に係る整備方針策定のため、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

(2) 業務名

第二期スポーツ推進計画及び市民プールのあり方に係る整備方針策定業務

(3) 業務目的

スポーツ基本法や基本計画を踏まえ、スポーツ推進の指針となる計画を策定し、生涯スポーツ社会の実現に寄与する。

市内3プールが抱える課題解決とサービスの向上を図るため、今後の市民プールのあり方にかかる整備方針を策定する。

(4) 業務内容

別添「第二期スポーツ推進計画及び市民プールのあり方に係る整備方針策定業務仕様書」のとおり

(5) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 当該業務の予算額

23,122,000 円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

3 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書類を提出すること。契約候補者となった者については本業務にのみ、市の入札資格を有するものとする。ただし、市の物品等、建設工事及び測量建設コンサルタント業務の入札参加資格者名簿にすでに登録されている者については、この限りではない。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税（個人企業にあつては所得税）及び消費税の未納がないこと。また、茨木市内に事業所を有する場合は、市税の未納がないこと。
- (7) 茨木市暴力団排除条例（平成24年9月27日茨木市条例第31号）第2条に指定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (8) 過去10年間において、本業務と同種の業務の元請としての履行実績があること。

5 プロポーザル実施要項について

別添「第二期スポーツ推進計画及び市民プールのあり方に係る整備方針策定業務実施要項（公募型）」のとおり

6 問い合わせ先

茨木市市民文化部スポーツ推進課

TEL : 072-620-1608 (直通)

E-mail : sportssk@city.ibaraki.lg.jp